

○三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案 一覧表【国基準：平成18年厚生労働省令第37号】

基準	対象	内容等	条例案 条文番号	類型
趣旨・基本方針（概要）	趣旨	介護保険法第59条第1項第1号、第115条の24第1項・第2項に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める。	第1条	参酌すべき
	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が可能な限り居家で自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。</li> <li>・利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。</li> <li>・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏らないよう公正中立に行う。</li> <li>・事業の運営に当たっては、地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。</li> </ul>	第2条	参酌すべき
（人員基準）	従業者の員数	保健師その他の指定介護予防支援(以下「支援」)に関する知識を有する職員1以上	第3条	従うべき
	管理者	常勤専従（管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務・地域包括支援センターの職務に従事できる）	第4条	従うべき
運営基準（概要）	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要等サービス選択に係る重要事項を文書で説明、同意を得て、提供を開始する。</li> <li>・提供の開始に際し、介護予防サービス計画（以下「計画」）が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等を説明し、理解を得る。</li> </ul>	第5条 (1項、2項)	従うべき
		重要事項を記した文書の交付は、利用申込者又は家族の同意を得て、電磁的方法により提供することができる。	第5条 (上記以外)	参酌すべき
	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	第6条	従うべき
	サービス提供困難時の対応	実施地域等の関係で適切な支援の提供が困難な場合、他の事業者の紹介等を行う。	第7条	参酌すべき
	受給資格等の確認	支援の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無や有効期間を確認する。	第8条	参酌すべき
	要支援認定の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援認定申請を行っていない利用申込者の申請を援助する。</li> <li>・更新申請が有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。</li> </ul>	第9条	参酌すべき
	身分を証する書類の携行	担当職員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時と利用者・家族から求められたときに提示する。	第10条	参酌すべき
	利用料等の受領	利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給対象となる費用に係る対価）と介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。	第11条	参酌すべき
	保険給付の請求のための証明書の交付	利用料の支払いを受けた場合、利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付する。	第12条	参酌すべき
	指定介護予防支援の業務の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、三島市地域包括支援センター運営懇話会の議を経なければならない。</li> <li>・委託に当たっては、適切かつ効率的に業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。</li> <li>・委託先は、介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。</li> <li>・委託先の介護支援専門員が、本基準の第2条、第3章、第4章の規定を遵守するよう措置を講ずること。</li> </ul>	第13条	参酌すべき
	法定代理受領サービスに係る報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、毎月、市（国民健康保険団体連合会）に対し、計画に位置付けられるサービス等のうち、法定代理受領サービスに関する情報を文書で提出する。</li> <li>・事業者は、計画に位置付けられる基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（国民健康保険団体連合会）に対して提出する。</li> </ul>	第14条	参酌すべき
	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、直近の計画及びその実施状況に関する書類を交付する。	第15条	参酌すべき
	利用者に関する市への通知	<p>利用者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付して市に通知する。</p> <p>①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わず、要支援状態の程度を増進させた、又は、要介護状態になったと認められるとき</p> <p>②偽りその他の不正行為により保険給付の支給を受けた（受けようとした）とき</p>	第16条	参酌すべき

基準	対象	内容等	条例案 条文番号	類型
運営基準 (概要)	管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、事業所の担当職員その他の従業者の管理、支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。</li> <li>管理者は、担当職員その他の従業者に、第3章、第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</li> </ul>	第17条	参酌すべき
	運営規程	<p>事業者は、事業所ごとに次に掲げる事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業の目的・運営の方針、</li> <li>②職員の職種・員数・職務内容、</li> <li>③営業日・営業時間、</li> <li>④支援の提供方法・内容・利用料等の費用の額、</li> <li>⑤通常の事業の実施地域、</li> <li>⑥その他運営に関する重要事項</li> </ol>	第18条	参酌すべき
	勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務体制を定める。</li> <li>事業者は、事業所ごとの担当職員によって支援の業務を提供する。 (補助業務は除く)</li> <li>事業者は、担当職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。</li> </ul>	第19条	参酌すべき
	設備及び備品等	事業者は、必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備える。	第20条	参酌すべき
	従業者の健康管理	事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。	第21条	参酌すべき
	掲示	見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制等利用申込者のサービス選択に関係する重要事項を掲示する。	第22条	参酌すべき
	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。</li> <li>サービス担当者会議等で利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておく。</li> </ul>	第23条	従うべき
	広告	広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	第24条	参酌すべき
	介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者は、計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示を行ってはならない。</li> <li>担当職員は、計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示を行ってはならない。</li> <li>事業者及び従業者は、計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の事業者等によるサービスを利用させる対償として、事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</li> </ul>	第25条	参酌すべき
	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。</li> <li>苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録する。</li> <li>市が行う文書その他の物件の提出・提示の求めや質問・照会に応じ、市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。</li> <li>市から求められた場合には、その改善の内容を報告する。</li> <li>サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。</li> <li>利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。</li> <li>国民健康保険団体連合会から求められた場合には、その改善の内容を報告する。</li> </ul>	第26条	参酌すべき
	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の提供により事故が発生した場合は、市・家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。</li> <li>事故の状況・事故に際して採った処置について記録する。</li> <li>賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</li> </ul>	第27条	従うべき
	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	第28条	参酌すべき
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。</li> <li>利用者への支援の提供に関し次の記録を整備し、完結の日から2年間保存する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</li> <li>②個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 介護予防サービス計画</li> <li>イ アセスメントの結果の記録</li> <li>ウ サービス担当者会議等の記録</li> <li>エ 評価の結果の記録</li> <li>オ モニタリングの結果の記録</li> </ol> </li> <li>③市への通知に係る記録</li> <li>④苦情の内容等の記録</li> <li>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</li> </ol> </li> </ul>	第29条	参酌すべき	

基準	対象	内容等	条例案 条文番号	類型
効果的な支援の方法に関する基準（概要）	指定介護予防支援の 基本取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。</li> <li>・介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。</li> <li>・自らその提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</li> </ul>	第30条	参酌すべき
	指定介護 予防支 援の 具 体 的 取 扱 方 針	①管理者は、担当職員に計画の作成に関する業務を担当させる。	第31条 1項1号	参酌すべき
		②支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。	第31条 1項2号	参酌すべき
		③担当職員は、計画の作成に当たり、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。	第31条 1項3号	参酌すべき
		④担当職員は、計画の作成に当たり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス上に位置付けるよう努めなければならない。	第31条 1項4号	参酌すべき
		⑤担当職員は、計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。	第31条 1項5号	参酌すべき
		⑥担当職員は、計画の作成に当たっては、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で次に掲げる各領域ごとに日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえ、問題点を明らかにするとともに、支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。 ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理	第31条 1項6号	参酌すべき
		⑦担当職員は、解決すべき課題（以下「アセスメント」）の把握に当たり、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接しなければならない（面接の趣旨を十分説明し、理解を得る）。	第31条 1項7号	参酌すべき
		⑧担当職員は、利用者の希望及びアセスメントの結果、目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、支援の留意点、本人・指定介護予防サービス事業者・自発的な活動によるサービスを提供する者等が行うべき支援内容並びにその期間等を記載した計画の原案を作成しなければならない。	第31条 1項8号	参酌すべき
		⑨担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める（やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる）。	第31条 1項9号	参酌すべき
		⑩担当職員は、計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	第31条 1項10号	参酌すべき
		⑪担当職員は、計画を作成した際には、当該計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。	第31条 1項11号	参酌すべき
		⑫担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して計画に基づき、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に一回、聴取しなければならない。	第31条 1項12号	参酌すべき
		⑬担当職員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」）を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。	第31条 1項13号	参酌すべき
		⑭担当職員は、計画に位置付けた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価しなければならない。	第31条 1項14号	参酌すべき
⑮担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、特段の事情のない限り、次により行わなければならない。 ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者と面接する。 イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等により利用者との面接するよう努めるとともに、面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施する。 ウ 少なくとも1月に一回、モニタリングの結果を記録する。	第31条 1項15号	参酌すべき		

基準	対象	内容等	条例案 条文番号	類型
効果的な支援の方法に関する基準（概要）	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	⑯担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。 ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合 イ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合	第31条 1項16号	参酌すべき
		⑰上記③～⑫までの規定は、⑬に規定する計画の変更について準用する。	第31条 1項17号	参酌すべき
		⑱担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。	第31条 1項18号	参酌すべき
		⑲担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、計画の作成等の援助を行う。	第31条 1項19号	参酌すべき
		⑳担当職員は、利用者が希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。	第31条 1項20号	参酌すべき
		㉑担当職員は、計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、その留意点を尊重して行う。	第31条 1項21号	参酌すべき
		㉒担当職員は、計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意し、特に必要と認められる場合を除きその日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。	第31条 1項22号	参酌すべき
		㉓担当職員は、計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合、利用の妥当性を検討し、計画にその理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、必要性を検証した上で、継続が必要な場合はその理由を計画に記載しなければならない。	第31条 1項23号	参酌すべき
		㉔担当職員は、計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合、利用の妥当性を検討し、計画に必要な理由を記載しなければならない。	第31条 1項24号	参酌すべき
		㉕担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又はサービスの種類もしくは地域密着型介護予防サービスの種類に関する記載がある場合は、その趣旨を説明し、理解を得た上で内容に沿って計画を作成しなければならない。	第31条 1項25号	参酌すべき
		㉖担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。	第31条 1項26号	参酌すべき
基準該当介護予防支援に関する基準（概要）	準用	①特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じ、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援し、生活の質の向上を目指す。 ②利用者による主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援する。 ③具体的な日常生活における行為について、常に利用者の状態の特性を踏まえた目標を期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有する。 ④利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、できる行為は可能な限り本人が行うよう配慮する。 ⑤サービス担当者会議等を通じて、介護予防に資する取組を積極的に活用する。 ⑥地域支援事業及び介護給付と連続性、一貫性を持った支援を行うよう配慮する。 ⑦計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。 ⑧機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努める。	第32条	参酌すべき
		第2条、第2章～第4章までの規定は、基準該当介護予防支援（介護保険法第59条第1項第1号に規定）の事業について準用する。 【介護保険法第59条第1項第1号（抜粋）】 (特例介護予防サービス計画費の支給) 第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。 一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。 【読み替え部分】 ○第4条第1項中 ・「第17条」→「第32条において準用する第17条」 ○第10条第1項中 ・「指定介護予防支援」→「基準該当介護予防支援」 ・「介護予防サービス計画費の額」 →「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」	第33条	参酌すべき